

中小企業等経営強化法に基づく

経営革新計画 1 事業者を新たに承認しました

1. 「経営革新計画」とは

経営革新計画とは、中小企業等が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書です。

2. 承認状況

新規承認件数：1 件（R 7. 12. 26 承認）

事業者名	所在地	計画のテーマ
株式会社 SHITARA	前橋市	日本社会の人手不足の解消を目指し、複数の業務を代替できる AI 搭載ヒューマノイドロボットの開発

令和 7 年 12 月 26 日時点での累計承認件数は、1,263 件。（令和 7 年度の累計承認件数は 4 件。）

3. 承認の仕組み

中小企業等が「経営革新計画」を作成し、県の承認を得ると、県及び政府系金融機関の低利融資制度や、信用保証協会の保証枠の拡大など、各種の支援措置の利用が可能となります。

承認の条件

(1) 3～8 年間の計画であること。

※計画期間は、研究開発期間（0～5 年）と事業期間（3～5 年）とで構成。

(2) 事業内容が、次のいずれかに該当し、かつ、本県の中小同業者において未だ一般化されていない新たな試みであること。

ア. 新商品の開発又は生産

イ. 新役務の開発又は提供

ウ. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入

エ. 役務の新たな提供の方式の導入

オ. 技術に関する研究開発及びその成果の利用

カ. その他の新たな事業活動

(3) 経営革新を行うことによって、当該企業の付加価値額又は 1 人当たりの付加価値額及び給与支給総額が下表のとおり向上する見込みがあること。

事業期間	付加価値額又は 1 人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率
3 年	9 % 以上	4. 5 % 以上
4 年	12 % 以上	6. 0 % 以上
5 年	15 % 以上	7. 5 % 以上

企業名	株式会社 SHITARA	代表者 職氏名	代表取締役 設楽 誠一
業 種	541 産業機械器具卸売業	設立 年月日	1954 年 12 月 1 日
所在地	群馬県前橋市野中町 158 番地の 1	資本金	18,000 千円
T E L	027-261-7000	従業員	70 名
U R L	https://www.shitara.co.jp/		
経営革新 計画の概要	<p>テーマ：日本社会の人手不足の解消を目指し、複数の業務を代替できる AI搭載ヒューマノイドロボットの開発</p> <p>計画の概要：</p> <p>当社は創業70年を迎えた商社であり、長年にわたり培ってきた印刷関連機器の販売と海外貿易を主要事業とする。現在の事業構造は多角化が進んでおり、既存事業に加え、ロボット関連事業、介護・福祉関係、病院関係といった幅広い分野に注力している。</p> <p>本計画では、当社のロボット販売実績とメンテナンス能力を活かし、人手不足や効率化の課題解決のため、単一の作業ではなく、複数の作業を代替するAI搭載ヒューマノイドロボットを工場や病院などに導入する。単なる販売ではなく、顧客環境に合わせた調整やシステム開発（AIの業種別パッケージ化）を重視。地方の深刻な人手不足に対応するローカルロボティックス戦略で、将来的な主力事業化を目指す。</p>		